

「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

公的年金等を受給する場合の児童扶養手当について

児童扶養手当は、

公的年金等（*1）を受けられるときは、
手当額の全部又は一部を受給できません（*2）。

（*1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

（*2）公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、
その差額分を児童扶養手当として支給します。



そのため、以下の手続きを必ず行ってください。

● 公的年金等を新たに受給する場合

→ **速やかに善通寺市役所子ども課にお問い合わせください。**

必要な手続▶ 善通寺市役所子ども課窓口にお越しいただき、

- ・ 公的年金給付等受給状況届
- ・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）
等を提出してください。

● 公的年金等が過去に遡って給付される場合や、 公的年金を受給し、市への手続きが遅れた場合

→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。**手続きは早め**に行うようご注意ください。

詳しくは、こちらにお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

善通寺市役所 子ども課 ☎0877-63-6365